

平成30年第2回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年5月28日(月)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成30年5月28日(月) 午前10時00分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
	閉 会	平成30年5月28日(月) 午前10時47分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	谷 村 敏 彦	○
	2	佐 藤 博 幸	●
	3	臺 川 幸 弘	●
	4	満 保 豊	○
	5	伊 藤 淳 一	○
	6	湯 澤 敏 孝	○
	7	山 下 雅 博	○
	8	奥 山 稔	○
	9	高 橋 一 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	宍 戸 栄 一	○
議事録署名委員	議席番号	4番 満 保 豊 5番 伊 藤 淳 一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之	
	事務局次長	中 西 卓 也	
	総務係長	井 上 剛	
	総務係主査	藤 原 諒	

平成30年度第2回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は9名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第2回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、4番 満保 豊君、5番 伊藤 淳一君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思います。
- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号3及び4について、事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。
総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。
整理番号3番につきましては、 氏から 氏に賃借権の設定をするものです。
位置につきましては、3ページから4ページをご覧ください。条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。
次に、整理番号4番につきましては、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。
位置につきましては、3ページから5ページをご覧ください。条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議長 ただいま、事務局より説明のありました農地法第3条第1項の規定による許可申請についての質疑を行います。
- 全員 ありません。

議 長	質問なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。
議 長	次に整理番号5の案件につきましては、奥山委員に関係する案件ですので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。
議 長	(奥山委員退席) 整理番号5について、事務局より内容の説明を求めます。
事務局	総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。 整理番号5番につきましては、 氏から に所有権の移転をするものです。 本件は、農地法5条の許可があった土地の残地となっております。 位置につきましては、6ページから7ページをご覧ください。条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。 事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました農地法第3条第1項の規定による許可申請についての質疑を行います。
全 員	ありません。
議 長	質問なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。関係委員は席にお戻りください (奥山委員入室)
議 長	次に、整理番号6の案件につきましては私及び佐藤委員関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。 (宍戸会長退席)
安川代理	整理番号6について、事務局より内容の説明を求めます。
事務局	総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。 整理番号6番につきましては、 氏から に所有権の移転をするものです。

事務局 位置につきましては、8 ページから 9 ページをご覧ください。条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理 ただいま、事務局より説明のありました農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

谷村委員 10a あたりの価格が出ているが、かなりの幅があるようだが、この辺はどのようになっているのか。

事務局 実際の売買につきましては、5 条の案件とまとまって行っています。10a あたりの金額については 5 条も含めた金額を掲載しておりますので、それで単価が上がってしまっている状態です。売買契約書の金額をそのまま乗せております。

事務局長 一筆があったとして、5 条は転用部分のみで残りが 3 条と言うことだよね。

谷村委員 3 条と 5 条はいっぺんに出来ないのか。

事務局 5 条が許可あった後じゃないと、3 条一筆の内数で申請する理由になりません。

谷村委員 分かりました。

安川代理 他にありませんか。

全 員 ありません。

安川代理 質問なしと認めます。

安川代理 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

安川代理 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。関係委員はお戻りください。

議 長 議事進行を議長に譲ります。
(宍戸会長入室)

議 長 次に議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

2 件ございますが最初の 1 件目ですが別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。12 ページをご覧ください。

本件につきましては、転用者は 氏となっております。本件につきましては先月の農業委員会総会において転用の申請があり意見書を決定したところですが、留萌振興局からの指導もあり、転用面積を見直して再申請するものです。

土地については、字更岸 番 となっております、転用面積は、2,485.00 m² となっております。転用目的はバンカーサイロの建設で、工期は許可の日より平成 30 年 8 月 31 日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、サイレージ貯蔵施設が不足しており、ラップサイレージ主体ではあるが、品質が均一ではない事や、カラス・アライグマ等によるラップの破損等によるロスが多い状況であるため、恒久的なバンカーサイロの整備が必要となったが、既存施設地において用地が確保できないこと、また候補地については農業用施設用地となっていることから、転用はやむを得ないと考えます。

資力については、融資証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、根抵当権者の同意書の添付があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

14 ページから 26 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に、2 件目につきまして、別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。28 ページをご覧ください。

本件につきましては、転用者は となっております。土地については、字オヌプナイ 番 外 筆となっております、転用面積は、2,279.00 m² となっております。転用目的は肉牛肥育牛舎及び乾牧草収納庫の建設で、工期は許可日より平成 30 年 9 月 11 日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、経営規模の拡充に伴い、関係施設を増築したい。なお既存施設地に隣接させて飼養管理作業の効率を高めあわせて経営の安定化に努めたい、また候補地については農業用施設用地となっていることから、転用はやむを得ないと考えます。

資力については、融資証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、根抵当権者の同意書の添付があるため問題ないと考えます。

事務局

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

30 ページから 49 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

なお、申請書の(3)転用の時期及び転用の目的に係る工事計画の欄ですが、工事期間が許可日から平成 29 年 9 月 11 日になっておりますが、平成 30 年 9 月 11 日に訂正願います。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

奥山委員

再申請に行った理由を聞かせてください。

事務局

前回の許可申請ではバンカーサイロに係る部分のみを転用しておりましたが、振興局より、バンカーサイロの周りの部分についても除雪や施設保安地として農地として使える見込みがないのであれば、その土地についても転用地とした方が良いのではないかと、指導がありましたので、その土地も含めて再申請になりました。

奥山委員

分かりました。

議 長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号 2-1 から 2-2 の所有権移転の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

所有権の移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。51 ページをご覧ください。

事務局

整理番号 2-1 についてであります、 氏から に所有権の移転をするものです。

位置につきましては、52 ページ、53 ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に整理番号 2-2 についてであります、 氏から に所有権の移転をするものです。

位置につきましては、54 ページ、55 ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長
議 長
全 員
議 長

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に整理番号 2-3 の案件につきましては、満保委員に関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限により退席を求めます。

(満保委員退席)

議 長

整理番号 2-3 について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

引き続き所有権移転の案件につきましてご説明いたします。

整理番号 2-3 についてであります、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置につきましては、57 ページ、58 ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長
議 長

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。関係委員は席にお戻りください。
(満保委員入室)

議 長 次に整理番号2-4から2-5の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 引き続き所有権移転の案件につきましてご説明いたします。
整理番号2-4についてであります、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。
位置につきましては、57ページ、59ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号2-5についてであります、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。
位置につきましては、57ページ、60ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局 事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。

谷村委員 金額面で結構差があるんだけど。

満保委員 ここは、町道の付近だとそこそこ条件は良いんだけど、山の上とかそういうところもひっくるめているんで、売買金額は下がるのではないかと思う。条件が良いところのみで見たら売買金額は殆ど変わっていないです。

谷村委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。
全 員 ありません。
議 長 質問なしと認めます。
議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長 次に、整理番号2-6の案件につきましては私及び佐藤委員関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。

(宍戸会長退席)

安川代理

整理番号 2-6 について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

引き続き所有権移転の案件につきましてご説明いたします。

整理番号 2-6 についてであります、
氏から 氏に所有権の移転
をするものです。

位置につきましては、57 ページ、61 ページをご覧ください。条件面は、ご覧
の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お
願い申し上げます。

安川代理

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。

全 員

ありません。

安川代理

質問なしと認めます。

安川代理

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

安川代理

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。関係委員は席にお
戻りください。

(宍戸会長入室)

議 長

次に整理番号 2-7 の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

引き続き所有権移転の案件につきましてご説明いたします。

整理番号 2-7 についてであります、
氏から 氏に所有権の移
転をするものです。

位置につきましては、戻りまして 54 ページ、56 ページをご覧ください。条件
面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お
願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 4 号「現況証明願について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 4 号「現況証明願」につきましてご説明申しあげます。

63 ページの現況証明願書をご覧ください。当該案件につきましては、天塩町長より、字サラキシ 番 外 筆につきまして現況証明願の申請がありましたので、ご説明いたします。

申請地につきましては、地目変更のため証明願の提出があったところです。

申請地につきましては、過去に肥培かんがいの施設を農林水産省が収用して整備をしたところですが、畑のまま土地の所有権が町に移されたことから地目を変更しようとするものです。

現地確認につきましては、5 月 24 日に、安川委員、奥山委員、山下委員、事務局で実施いたしました。

判定ですが、全地につきまして宅地と判定いたしました。

65 ページには位置図、66 から 72 ページには図面を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました現況証明願について質疑を行います。

谷村委員

用途としてその必要性が出てきたということか。

事務局

原則として町は畑を持たないというのがあります。現状として町が畑を持っている状態を解消するために、地目変更をすることになります。

谷村委員

地目を変えた後に今後どうするつもりなのか。個人に売買したりするのかそれともずっともっているのか。この施設はどんな状態なのか。

事務局

肥培の施設として町が管理している。個人に売買というのは無いと思います。

奥山委員

肥培の構造物があるんですよ。

谷村委員

構造物があることを聞いたかったんです。

事務局

当該地についてはコンクリが打ってあって、構造物がある状態です。

谷村委員

分かりました。

議 長
議 長
議 長
全 員
議 長

他にありませんか。
質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり証明致します。

議 長
議 長
全 員
議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。
以上をもちまして平成30年度第2回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成30年 5月28日

署名委員

(4 番) 満保 豊 ㊟

(5 番) 伊藤 淳一 ㊟